

11月

KOHO OWANI

平成27年 第646号

おおわに 大鰐大報

SPA・SNOW・APPLE LAND OWANI

湯の郷・雪の郷・りんごの郷 おおわに

大鰐町ホームページアドレス <http://www.town.owani.lg.jp>

青森県
大鰐町
広報誌



大鰐町子ども団体連絡協議会がかかし作り(9月20日・町中央公民館)

「交通事故に気をつけて」

かかし作りに
挑戦しました
鱧come前で
交通安全を
呼び掛けていますが
かわいいからといって
わき見しないでね



大鰐町長杯グラウンドゴルフ大会(9月25日・あじゃらグラウンドゴルフ場)

Topics
話題

大鰐町総合防災訓練を実施

大鰐町総合防災訓練が9月27日、雨池スキーセンターを主会場として町消防団、南分署、黒石警察署など関係機関から550名ほど参加して行なわれました。

訓練は、大雨洪水警報、マグニチュード7の地震が発生し、震度6弱を記録したとの想定で行なわれ、被災情報の収集・伝達、避難所開設、初期消火、緊急交通路確保・交通規制、土砂災害救出、避難勧告発令・避難誘導、物資輸送・炊き出し訓練など多岐にわたって行なわれました。

山田町長が、一連の訓練が迅速かつ的確に行なわれ、日頃の皆さんの訓練の成果が現れていました。また、訓練への積極的な参加に感謝し、団員らのより一層の結束を期待する」と講評し、訓練を終えました。



速かつ的確に行なわれ、日頃の皆さんの訓練の成果が現れていました。また、訓練への積極的な参加に感謝し、団員らのより一層の結束を期待する」と講評し、訓練を終えました。



国道における災害時の訓練を実施

倒木による国道通行止めを想定した関係機関による合同訓練が9月10日、あじやら公園内で大鰐町、国土交通省弘前国道維持出張所、津軽森林管理署、中津地域県民局、平川市碓ヶ関総合支所、鹿角警察署、黒石警察署の関係者等約50名参加して行なわれました。

訓練は、大鰐地区の国道7号線と平川市碓ヶ関地区国道282号の秋田県境付近2箇所において、倒木が道路を塞いでいるとの想定で、交通規制、各機関の任務分担確認を行い、倒木の除去を行ないました。



訓練に先立ち佐々木重喜署長が、国道7号、282号は県境を結ぶ重要な道路であり、県境を挟んでの関係機関による連携は大変重要であり、より強化できるものと思う」と挨拶。山田町長が平成22年、25年には豪雨により、集落が一時孤立するという事案もあった。訓練にあたり関係機関の協力に感謝する」と、語っていました。

善意

町に図書が贈られる

(株)青森電子計算センター代表取締役社長葛西義明氏より9月24日、町に学校用図書(10万円相当)が寄贈されました。

葛西氏は、児童生徒の読書推進に活用していただければ」と、語っていました。



Town

町の

第11回大鰐町長寿福祉祭

町主催の、第11回大鰐町長寿福祉祭が9月7日、町総合福祉センターで75歳以上の高齢者や関係者、総勢400名程参加して行なわれました。

101歳の前田みわさん(宿川原)ら79名うち90歳到達者は75名と、金婚に達した夫婦8組に顕彰状や記念品が贈られました。

このほか、蔵館保育園の園児が花束とお祝いのごちを贈り、山口倅さん(大鰐小3年)、山内聖璃愛さん(大鰐小6年)が敬老作文を発表。アトラクションでは、蔵館保育園園児によるよさこい、一輪車の演技などを楽しみました。



第15回「ちどりあし祭」開催

大鰐温泉商店会主催の「ちどりあし祭」が9月25日、約295名の参加者を集めて行なわれました。

この催しは、飲食店街の活性化にと企画されてから、今年で15回目を数えます。

参加者は、スタンブカード形式のルートカードを片手に、ほろ酔い気分で行進会場に戻り、くじを引いては一喜一憂していました。

今年の1等賞(自転車)は山中春一さん(高野新田)が見事引き当て、まさか1等賞とは思いませんでした。友人らで10回程参加しています。健康の為、有効に活用させていただきます」と、喜びを語っていました。



大鰐観光りんご園オープン

大鰐観光りんご園協議会(長山田敏彦)の大鰐観光りんご園が9月3日にシーズンオープンとなり、町の商工・観光関係者らを招いてテープカットで開園を祝いました。

山田会長は、今年は例年より10日ほど早い開花となり、8月には台風も心配されましたが、順調に推移し、玉伸び、色づきも良い。今日は大鰐保育園園児を招いて、もぎ取り体験も予定しています。多くの観光客の来園をお待ちしています」と、語っていました。

観光園は11月中旬ごろまで予定され、入園料は大人500



【大鰐観光りんご園協議会】
山田 薫園 ☎ 50 35
18 9277
山田梅雄園 ☎ 48 3717
原子一行園 ☎ 48 3707
原子茂富園 ☎ 48 4569
山田敏彦園 ☎ 48 3751

叙位伝達

故・山中國俊氏(享年78歳・居士)が7月8日、正六位に叙され、9月7日に町役場町長室で遺族の山中泰彦氏へ、山田町長より位記が伝達されました。

山中氏は生前、町議会議員を8期務めるなど地方自治に貢献し、平成20年には叙勲(旭日双光章)を受章されています。



平成27年度全国統一防火標語

無防備な
心に火災が かくれんぼ



11月9日は
「119番の日」

昭和62年から、全国一斉に毎年11月9日が「119番の日」として制定されました。

この機会に地域住民の皆さんに、消防の仕事や119番通報についての正しい知識と理解を深めていただき、防火・防災意識の高揚を図っています。火災や急病、ケガや交通事故等、目の前で災害が突然発生した場合、誰でも気が動転し興奮した状態になりがちです。一刻を争うときでも、あわてず・落ち着いて、正確に「119番通報」できるように、町会や自治会またはお勤めの事業所等で実施する防災訓練時に、通報訓練を積極的に行い、正しい通報要領を身に着けましょう。

甲種防火管理新規講習
該当する施設は受講を！

とき 平成27年12月3日・4日 午前10時～午後4時(2日間の受講が必要です。)

ところ 弘前市賀田1丁目18番地4 岩木文化センター「あそべーる」

申込み 平成27年11月6日から11月23日まで

消防本部予防課が最寄りの消防署・分署で受付します。なお、申し込み受付期間内であっても定員(180人)になり次第、受付を終了します。

受講料 講習料は無料ですが、事前に書店等でテキストを購入していただきます。

講習についての詳細は弘前地区消防事務組合のホームページでも見ることができま

すのでご覧下さい。http://www.city.hirosaki.aomori.jp/shobo/
お問い合わせは 弘前消防本部 予防課 ☎32 5104

高機能消防指令センターの運用を開始

消防本部では、以前から進めていた高機能消防指令センターの整備が完了し、先月より運用を開始しました。

【119番通報の一元化】

これまでは、弘前消防本部、黒石消防署、平川消防署、板柳消防署で119番通報の受付をしてきましたが、10月1日からは全ての119番通報が消防指令センター(弘前消防本部/弘前市大字本町)につながり受付しています。今まで以上

に迅速かつ効率的な消防活動をサポートできます。

【高機能消防指令センターの特徴】

(1)119番通報の受付サポート

通報者の場所を知らせてくれる位置情報システムにより、災害の場所確定がよりスムーズに行えます。

移動中の消防車、救急車の位置を把握できる車両運用管理システムにより、災害が発生した場所に最も近い車両を選んでも迅速な出勤指令が行え、少しでも早い到着をサポートします。

聴くことや話すことが不自由な方への対応としてメールやファクスによる119番通報が行えます。(メールによる119番通報には、事前の登録申請が必要です。詳しくは弘前地区消防事務組合ホームページをご覧ください)か、消防本部へお問い合わせください。(2)災害現場での支援活動サポート

消防救急デジタル無線の活用により、現場活動に必要な情報をより安全に通信することができます。

消防指令センターと災害現場を映像、音声、データなどで結び情報共有することで迅速

な災害対応をサポートします。(3)大規模災害への対応サポート

災害の規模に応じて、指令台において最大9事案まで災害通報の受付や災害事案への対応が行えます。

災害の通報が集中する状況下においても的確かつ迅速に災害事案の処理をサポートします。

【災害情報テレホン・医療紹介電話の活用を】

119番は、緊急通報のための番号です。

火災など災害の問い合わせや、医療機関の紹介などに119回線を使用してしまうと、本当に消防車や救急車が必要な方への対応が遅れてしまう場合があります。お問い合わせは、次の番号にお願いします。

火災など災害の問い合わせ ☎0180 9911 9950

一部の携帯電話PHS等利用できない電話があります。

夜間、休日の救急医療情報 ☎32 3999

《医療紹介電話》 ☎32 3999
9 住民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせは 弘前消防本部通信指令課 ☎32 5101



『振り込め詐欺』等不審な電話にご注意！おかしいなと思ったら黒石警察署大鰐分庁舎まで

指名手配被疑者の検挙にご協力を！

平成27年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、凶悪事件などで特に警察庁が指定している重要指名手配被疑者を始めとして約720人に上っています。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

指名手配被疑者によく似た人を見掛けたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いします。

情報提供は、警察本部や交番への電話のほか青森県警察本部のホームページからもできますのでご利用下さい。



警察本部代表 ☎017 - 723 - 4211
ホームページ <http://www.police.pref.aomori.jp/>

犯罪被害者週間・犯罪被害給付制度をご存知ですか

1. 11月25日から12月1日までは、犯罪被害者週間です。

毎年、犯罪や交通事故に巻き込まれ、多くの方が尊い命を失い、あるいは、重大な傷害を負っています。そして、犯罪被害者等は直接的な被害だけではなく精神的被害、経済的被害に苦しめられています。

「犯罪被害者週間」は、そうした犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めることを目的に、第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定)において設定されたもので、全国的に集中して広報啓発活動が行われることとなっています。

2. ご存じですか？ 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に傷害等を負わされた被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図り、再び平穩な生活を営むことができるよう支援するものです。

【犯罪被害者等給付金の種類】

遺族給付金・・・亡くなられたとき
重傷病給付金・・・重傷病を負ったとき

障害給付金・・・障害が残ったとき
～傷ついた 心をささえる 僕らの手～ (平成26年度犯罪被害者等に関する標語最優秀作品)

降雪期はスリップ事故に注意
【注意事項】

1. タイヤの点検をする
スタッドレスタイヤがすり減っていたり、年数が経過して硬質化していると、制動効果が悪くなりスリップの原因になります。降雪期前に点検を行い安全なタイヤを装着してください。

2. 安全な速度で走行する
スリップ事故の主な原因は速度の出し過ぎです。路面状況に応じた安全な速度で走行することが大切です。

3. 十分な車間距離をとる
積雪や凍結路面では制動距離が長くなります。前車が事故や故障で急停止した場合でも余裕をもって停止できるよう、車間距離は、夏場の2～3倍とるようにしてください。

4. トンネル内、橋の部分、日かげの部分に注意する

走行車線に雪がなくても、トンネル内や橋の部分は凍結している場合があります。



また、冷え込みの厳しい朝や夜は、日かげの部分が凍結していることもあり、あらかじめ減速するなど注意が必要です。

5. 「急」の付く運転はしない
積雪や凍結路面では、僅かなハンドル操作やブレーキ操作でスリップする場合があります。急加速、急ブレーキ、急ハンドルは禁物です。

6. 事故を起した場合の処置
車を路肩に停止させ、ハザードランプの点灯や発煙筒などで後続車両に合図を行い、停止表示器材を車両の後方に設置してください。

車両の中に留まっていると、後続車両に追突されて負傷する場合がありますから、ガードレールの外側などの安全な場所に待避して、非常電話による通報や110番通報をしてください。

黒石警察署大鰐分庁舎管内交通事故発生状況(平成27年9月末累計)

		大鰐分庁舎管内		大鰐町	
		27年	前年比	27年	前年比
人身事故	発生件数	13	- 8	11	- 6
	死者	0	0	0	0
	傷者	17	- 11	15	- 9
物件事故		110	- 8	72	- 20

第3 健全化判断比率の状況

(単位:%)

年度 健全化 判断比率	H 25年度 (第 5 年度)	H 26年度 (第 6 年度)	
	実績値	計画値	実績値
実質赤字 比率	(15.00)	(15.00)	(15.00)
連結実質 赤字比率	(20.00)	(20.00)	(20.00)
実質公債 費比率	23.8 (25.0)	27.0 (25.0)	22.4 (25.0)
将来負担 比率	277.0 (350.0)	345.7 (350.0)	256.8 (350.0)

()内は早期健全化基準

今後の財政の運営の方針

第1 健全財政の確保に関する事項

持続的かつ安定的な財政運営を図るため、引き続き財政健全化に取り組むこととし、公債費負担及び将来負担の軽減に努めます。

1. 経費の効率的使用に関する事項

(1) 人件費の抑制

大鰐町定員適正化計画により、定員の適正化を図ります。

(2) 公債費の抑制

建設事業の計画的な実施により、公債費負担の抑制を図ります。

減債基金の積み立て等により繰上償還を実施し、公債費負担を軽減します。

(3) 建設事業の抑制

長期的な視点をもって、計画的に公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を行うことにより、財政負担を軽減・平準化します。

第4 その他財政の早期健全化に必要な事項の措置の実施状況

1. 人件費削減の検討

大鰐町定員適正化計画により、定員の適正化を図ることとしております。

2. 町立小学校の統廃合の検討

平成27年度に1校に統合し、維持管理費等の節減を図ることとしました。安全・安心な学校環境の整備をはじめ、統合が円滑に実施できるよう取り組みました。

3. 施設の維持管理、存廃及び管理体制等の検討

大鰐温泉スキー場を含む都市公園施設等について、指定管理者制度を導入し(平成26年度～平成28年度)、サービスの質の向上及び経費の節減を図ることとしました。

4. 五者協定の見直し等

平成23年度に借り入れた第三セクター等改革推進債について、財政健全化策の継続実施による減債基金の積み立て等により、計画を前倒して一部繰上償還を実施し、財政健全化計画期間の短縮を図りました。

2. 収入の確保に関する事項

(1) 町税の確保

新たな納付方法の検討や滞納整理の強化等により、徴収率の向上を図ります。

(2) 未利用財産の売却等

町有財産を整理し、未利用財産については、売却及び貸付等を積極的に行います。

3. その他

(1) 地方公営企業等の経営健全化

地方公営企業の経営の健全化に努め、今後資金不足を発生させない経営を行います。

土地開発公社の債務縮減に努め、早期に健全化を図ります。

第2 その他財政の運営の合理化に関する事項

財政状況を町ホームページ及び広報誌等に掲載し、財政運営への理解を深め、町民と協働した財政運営を行います。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」とは一部の自治体の財政破綻が明らかになったように、従前の制度では、事態が深刻化するまで状況が明らかにならないという課題がありました。地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(「健全化法」)が平成21年4月に全面施行されました。健全化

法では、監査委員の審査や議会への報告、住民への公表等を義務づけて情報開示を徹底するとともに、早期健全化基準を設け、基準以上となった地方公共団体には、財政健全化計画の策定を義務づけて自主的な改善努力を促します。また、現金収支だけでなく負債等にも着目し、公営企業や第三セクター等の会計も対象とする新たな指標を導入するなど、地方公共団体の財政の全体像を明らかにする制度となっています。

財政健全化計画による財政の早期健全化の完了について

大鰐町は、平成20年度決算において、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における将来負担比率が392.6%となり、早期健全化基準の350%以上となったため、平成21年度に、平成24年度までを計画期間とした「大鰐町財政健全化計画」を策定し、財政健全化に向けて取り組んで参りました。

平成23年度には、大鰐地域総合開発株式会社及び財団法人大鰐町開発公社の債務処理のため、第三セクター等改革推進債を財源として損失補償を履行することとしたところ、実質公債費比率が早期健全化基準の25%以上となる見込みとなったため、計画を変更し、計画期間を平成33年度までの13年間に延長しました。

これまでの財政健全化の取り組みや、青森県からの財政支援等により、平成27年3月に、第三セクター等改革推進債の一部(12億円)を繰上償還することができました。その結果、健全化判断比率は、将来にわたって早期健全化基準以上とならない見込みとなったことから、計画より7年早く財政の早期健全化を完了することとしました。

今後とも、町民、議会、職員の理解と協力を得ながら、町が一体となり、持続的かつ安定的な財政運営を図ってまいります。

平成26年度決算に基づく健全化判断比率等及び財政健全化完了報告書を次のとおり公表します。

平成26年度決算に基づく健全化判断比率等

健全化判断比率

(単位:%)

指標名	比率	早期健全化基準
実質赤字比率	-	15.00
連結実質赤字比率	-	20.00
実質公債費比率	22.4	25.0
将来負担比率	256.8	350.0

4指標とも早期健全化基準未滿となっております。

資金不足比率

(単位:%)

会計名	比率	経営健全化基準
病院	-	20.0
温泉	-	
簡易水道	-	
公共下水道	-	

資金不足の発生している公営企業はありません。

財政健全化計画完了報告書

財政健全化計画の平成26年度実施状況

第1 具体的な措置の実施状況

平成26年度においては、以下の方策等を行いました。その結果、健全化判断比率は計画を上回って改善され、今後も早期健全化基準以上とならない見込みとなったため、計画より7年前倒しで財政の早期健全化を完了することとしました。

1.歳入に関する事項

- (1)町税の確保(平成23年度から固定資産税の税率改正)
- (2)使用料・手数料の見直し(平成21年度から家庭ごみ収集の有料化)

2.歳出に関する事項

- (1)人件費の抑制(職員給料5~10%、特別職給与40%、議員報酬・手当10%削減)
- (2)繰上償還の実施(第三セクター等改革推進債の一部繰上償還)
- (3)町営施設等管理の見直し(都市公園施設等について平成26年度から指定管理者制度を導入)
- (4)公債費及び建設事業の抑制

第2 歳入及び歳出に関する計画の実施状況

(単位:百万円)

項目	年度・効果額	H26年度(第6年度)	
	H25年度(第5年度)	計画値	実績値
町税の歳入確保	45	44	44
家庭ごみ収集の有料化	9	9	8
人件費の抑制	108		112
公債費負担の軽減	2	3	4
施設管理の見直し	77	50	70
未利用財産の売却	29		

9月定例町議会 一般質問

町政ここが聞きたい

成田孝昭 議員
花田英一 議員
成田裕一 議員
内海海繁 議員

福地義輝 議員
秋田谷和文 議員
成田元英 議員

7名登壇

質問

副町長を選任する考えはないか



成田孝昭 議員

問 現在、県下三十町村の中で、副町長不在が八町村ある。不在の理由はそれぞれあるかと思うが、我が町のように財政が厳しいためということもああるかもしれない。

しかし、我が町も今定例会で財政の早期健全化の脱却が実現されるようである。今までは、町長、役場職員、さらには町民の協力が計画をより早めたのではないかと思っている。今後は役場、議会が今まで以上に一体となりながら、国・県のまち・ひと・しごと創生事業に積極的な計画を作成し取り組んでいく必要がある。他市町村にはできない、町の特色ある創生事業を展開するためにも副町長の選任をするべきだ。

答（町長） 副町長は、町長の補佐という重要な役職であると同時に、多種多様化する行政の対応と地方創生を積極的に

推進するための幹部職員のけん引役として、その必要性を深く認識している。

これまで、財政健全化団体で、財政が厳しいという状況から、副町長の職務は私自身と幹部職員が担ってきた。

今後、町の財政状況以上に副町長としてふさわしい有能な人材があれば、是非、置きたいと考えている。

質問

おおわに山荘の再利用は困難、解体費の捻出は有給休暇を取得しやすい職場環境の整備を



福地義輝 議員

問 私は、おおわに山荘の再利用は無理だと考えている。景観を考えても解体しかならないか。解体には財源が必要となるが、町長の考えは。

答（町長） おおわに山荘の売却は、数件の問い合わせがあったが、施設改修等のコストが想定を大幅に超えることから断念した。

今後、売却の募集をしても、申し込みがない場合は、施設の解体も必要と思う。

その財源として地方債等の活用が考えられるが、地方債の借入れには県と協議が必要で、将来にわたる負担となることから、おおわに山荘をはじめとする未利用公共施設の総合管理計画を策定し、検討を重ねていきたい。

問 近年、町の職員数が削減されており、有給休暇を取りにくい環境にある。給与は削減され、ストレスがたまる一方だ。

過去三年間の有給休暇の取得率はいくらか。有給休暇の現状をどのように捉えているのか。

答（町長） 業務内容及び職員配置状況により、有給休暇を取りにくい部署もあると思うが、できるだけ効果的に取ってほしい。

有給休暇の取得率は平成二十四年、取得日数七・〇日で、取得率は、三五％。平成二十五年は、六・六日、三三％。平成二十六年は、六・四日、三二％となっている。有給休暇の現状は、市区町村の平均使用日数は、十二日と

なっている。町職員の取得率は、低い状況にあるので、有給休暇を取りやすい環境づくりを指導していきたい。



質問

児童・生徒のいじめ対策を問う



花田英一 議員

問 一、いじめの未然防止のため、子供たちがいじめをする側にならない、加害者とならないための、人の痛みがわかる人間となるための教育について、どのように考え、学校現場を指導しているか。二、いじめと思われることが発覚したときの、学校内の連絡体制はどのようになっているのか。

三、他の学級のいじめ問題を、自分の学級の問題としての意識共有化が教職員間で図られる方向になっているのか。

答（教育長） 一、人の痛みがわかる」ということは、心が豊かであるということだと考えており、町の教育の中に、町が目指す理想の教育の姿として、豊かな心と学びの町を創る教育の振興」を掲げ、今年五月に町立小中学校に勤務する全教職員を対象に説明し、具現化できるようにお願いした。

これを受け小中学校では、道徳教育の充実、生徒指導の充実、教育相談の充実、スクールカウンセラーの活用、人権教育の推進、福祉体験や職場体験の実施、キャリア教育の推進、情報モラル教育の充実、教師の研修会参加への奨励、そして家庭と連携した基本的な生活習慣の育成などを進めている。

二、直ちにいじめられた子供の身柄を確保し、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーによる、いじめ防止対策委員会」を開催する。
三、学年会議や職員会議、校内研修等において、小さな予兆も見逃さない」どこでも、いつでも起こるもの」を共通理解す

るとともに、実際にいじめのあった報告を基に全教職員が危機感の共有を図っている。

質問 第2子以降の保育料無料化の実現を図れ



秋田谷和文 議員

問 我が町の子供が保育所に入所した場合、現在、第二子の保育料は半額、第三子以降は無料化されている。これを第二子も無料化する施策は取り得ないものか。

平川市では、平成二十六年年度から既に実施している。出生数の増加、人口流出への歯止めを資すると考える。

答（町長） 本年三月に子ども子育て支援事業計画」を定めて、子供や保護者に必要な支援を行い、一人一人の子供が健やかに成長することができるとして、子育て支援ニーズを的確に見極め、今後の取組みに当たっては、保育園・幼稚園の保育料や利用者負担の新たな軽減策

及び病児保育などについて、第二子以降の無料化も含め、よく検討したい。

質問 不可解な虹巨篠塚地区の下水道工事の疑問



成田裕一 議員

問 町は、虹巨篠塚地区において、最初から開発許可申請をしないで宅地開発を行うという地方自治史上特記されるべき事態を引き起こしている。都市計画法は無秩序な市街化を抑制する法律であり、口約束だけで宅地開発ができるのであれば、收拾がつかない事態を招く。

一、先の六月議会の答弁では、「現地は造成工事の形跡もない」との理由で、開発には該当しないとしたが、開発の定義は、建築物の建設を目的とした土地の区画・形質の変更とされ、区画の変更」とは、区画内に私道・公道を問わず公共施設として道路等の新設を指す。
現地は、建築可能な区画に複数分筆されていること、四m幅に区画された私道予定部分に

上下水道が布設されていること、以上の理由によって、宅地開発に該当しているが、この説明を求めます。

二、開発許可制度運用指針では、「市街地調整区域における開発許可、建築許可後の用途の変更については、監督処分等の手続をとること」とある。

私道予定区画に下水道工事を行ったことについて、違法性の認識の説明を求めます。

三、私道における下水道工事は、通常は各自自治体の要綱に基づき実施されるが、大鰐町私道内公共下水道設置要綱の施行は平成二十七年四月である。

現地は私道としての要件も満たしておらず、開発許可もない土地である。下水道工事発注の根拠の説明を求めます。

四、七月に幸山市雄議員が請求した下水道工事の公文書開示請求書への回答は、契約書等は存在しないとす内容であった。

契約書がないことに関しては、下水道設置の契約書に替えて土地使用承諾書を利用している」との答弁である。

しかし、町下水道条例第五条において、申請書に必要な書類を添付して提出し、町長の確認を受けなければならない」とされている。

そのため下水道設置の契約書に替えて、土地使用承諾書は使用できず条例に違反しているが説明を求めます。

五、地区住民への下水道工事の事前説明は、周知されなかったこと。

しかし、住民への説明責任は依然として存在していると考えられる。

今後の予定について住民説明会を開くべきで、検討してほしい。

答（町長） 一、当時の状況では、新たな道路が設置されているとは判断し難く、また、土地の分筆がされたのみで、農地等宅地以外の土地を宅地にしたわけでもないことから、法律上建築可能な土地」と判断したものであり、下水道の普及促進に努めるため私道への下水道工事を行っている。

二、開発許可制度運用指針は、開発許可後の進行管理等について記述されている。

本地区に関して、九月上旬に開発行為許可申請書の提出がされている。

町としても運用指針等に基づき協議や行政指導を行っている。

三、町では、下水道工事を進める上で特に要綱は定めず、私道



成田元英 議員

質問

ジャンプ台の風向風速計の整備状況は、全国高校スキー大会開会式の見学に配慮を

における公共下水道の設置に
 関しては、現地及び権利関係の
 確認を行った上で、土地の使用
 承諾書による地権者からの同
 意を得た後、内部決済を経て、
 下水道工事を進めてきた。
 この度の下水道工事の違法
 性はないと判断している。
 四、土地使用承諾書は、工事請
 負業者との取り交わしではな
 く、町が私道へ下水道施設を設
 置することに伴い、土地の所有
 者との間で、契約書に替わるも
 のとして土地使用承諾書を作
 成しているものである。
 五、当地区は、平成十八年一月
 に市街化調整区域における住
 宅建築に関する緩和区域とし
 て、一般住宅に限り建築可能な
 ことを「広報大鰐」で周知して
 いる。
 九月中旬から開発行為に係
 る工事に着手する予定と聞い
 ている。

財政の早期健全化の完
 了、今後県の財政支援はあ
 るのか
 人口減少・高齢化に伴う
 町の衰退、この難題に具体

答（町長） 開会式に参加す
 る町民の交通手段等は、広報大
 鰐等で示していくので、奮って
 参加してほしい。

問 機械そのものが三次元
 の風向風速計から二次元の風
 向風速計でいいということに
 なり、予算の関係も変わった。
 これは全日本スキー連盟の
 承認を得て、二次元のほうでも
 大丈夫という確約は取れてい
 るのか。
 答（町長） 三次元風向風速
 計は、国際大会では使用されて
 いるが、これは風向についても
 ポイント加算するシステムが
 ついている。
 しかし、現状では国内大会
 は二次元風向風速計で対応し
 ていることから、当町もそれに
 做ったものである。
 問 開会式が県の武道館で
 行われるが、武道館は駅から若
 干遠いので、町民が参加する際
 の交通案内の方法はどのよう
 にするのか。

町の衰退、この難題に具体
 的な政策の提案を
 過疎債の使途は、目的に
 合致しているのか否か
 公序良俗に反する議員
 の存在に對して、町長の見
 解を
 町消防団に對する過剰
 な言動に町長の認識は

しかし報道によれば、町は
 平成二十四年度から受けてい
 た県からの財政支援を今年度
 から受けない」とあり、そうす
 ると方針を大きく変えたとい
 うことで、これまでの発言とは
 大きく違つことになり、重大な
 齟齬があるのではないか。

問 町が県から求められて
 提出してきた財政健全化計画
 書は今年度をもって健全化
 計画は完了した」とし、これ以
 降、健全化計画の策定はなさ
 れず、県に提出しなくてもよい
 のか。
 国及び県から財政支援、つま
 り利子補給であるが、町長はこ
 れまで、十年間は金利を含む財
 政支援を要望していく」と述べ
 ている。



内海繁勝 議員

質問

町は平成二十年年度決算にお
 いて、健全化法により算定され
 る将来負担比率が早期健全化
 基準以上となったため、財政健
 全化計画を策定し、財政健全化
 団体となった。
 平成二十七年三月に、三セク
 債の一部繰上償還を実施し、毎
 年度の返済額の軽減を図つた
 ことで、今後、早期健全化基準
 以上とならない見通しが立つ
 たため、財政の早期健全化の完
 了をすることにした。

国の支援は、特別交付税に
 関する省令において、特別交
 付税に利子支払額を算入する
 ことが規定されている。
 県の支援は、市町村財政健

以前、十年間県の支援を要望
 していくと述べた。当時、財政
 健全化計画の完了まで十年間
 要すると判断したことから、そ
 のような発言となった。私の
 説明不足と認識しており、お詫
 びをする。

答（町長） 健全化法では早
 期健全化基準を設け、基準以上
 となった地方公共団体には財
 政健全化計画の策定を義務付
 けて自主的な改善努力を促す
 ことにしている。
 全化対策事業費補助金交付要
 綱により交付されるもので、
 各年度策定されている。
 この補助金は、町の要望書の
 提出により創設された臨時異
 例のものであり、その要望内容
 は、財政健全化団体からの早期
 脱却を目標とし、更なる行財政
 改革に取り組むが、町の自助努
 力だけでは早期健全化は困難
 であるため、県の財政支援がな
 くては成り立たない」というも
 のであった。
 財政健全化団体からの脱却
 に当たり、県補助がなくても自
 立して財政運営ができる見通
 しとなったことから、今年度か
 ら受けないと判断した。

結婚、出産、子育て支援を、二つ
 目は、就職支援、農業就業支援、
 宿泊業の活性化、六次産業を支
 援し、三つ目は、イベント等の
 活性化支援、スポーツ行事の活

町民が未来永劫住み続けた
 くなる環境づくり、さらに他町
 村から移り住みたくなるよう
 な、斬新かつ具体的な政策を提
 案すべき。

問 現在、町の急激な人口減
 少に加え、高齢化が進み、この
 ことが町の衰退に拍車を掛け
 ていると言わざるを得ない。
 町民が未来永劫住み続けた
 くなる環境づくり、さらに他町
 村から移り住みたくなるよう
 な、斬新かつ具体的な政策を提
 案すべき。
 答（町長） 一つは、出会い、

性化支援、町中商店の活性化支援を、そして最後に健康支援、I・Uターン支援、ふるさと教育支援などといったきめ細やかな施策を総合的に推進することを考え、この中から新たな政策を立てていきたい。

これらは、庁内の「創生本部会議」及び民間団体の「産・学・金・労・言」で組織する「総合戦略推進協議会」で十分に検討しながら、「大鰐町総合戦略」を策定したい。

問 「過疎債」は、償還に対して国からおよそ七割の交付税の措置がされ、町の負担は三割程度であると述べてきているが、これに間違いはないか。

一 昨年に引き続き、本年度もまたスキー場に対して極めて高額な圧雪車両を導入しており、その財源措置を当該地方債に求めているが、これを由とする法律上の根拠を聞きたい。

町がまず行つべきことは、第一義的には住民に直接供するよつな事業、要するに「真に町民のためになされてこそ、新たな借金であっても、その価値を見いだすことができる」というべきであり、このような機材の購入が法律の趣旨として多くの町民の要望に合致していると考えているか否か。

「財政健全化計画」の中で、歳出の削減に関する事項に「建設事業の抑制を行う」とか、建設事業の抑制はこれを計画のとおりに実施するなどの字句を書き連ね、強調されていて、建設事業は無駄であり、これを抑制することが、町の財政のためであり、町長が考えている美徳であるかのよつに思えてならない。

去る三月議会において、インフラの整備に要する平成二十七年の予算では昨年度を上回っている予算を計上している」と述べているが、平成二十六年の決算額三億八千三百三十万円に比べ、六千三百八十三万円の減となれば、前年度を上回る予算を確保したという町長の発言に齟齬があるというしかなく、前年度より積み増したとは誰が考えても到底言えないのではと考える。

更に言えば、平成二十七年「度当初予算編成総括表」によると、普通建設事業費のうち、町の単独事業費が増えていることがこれで見てとれるが、その原因として、圧雪車購入事業費の増との記述があり、当該圧雪車両に関する予算計上は、普通建設事業費にあらず、これは教育費の中の体育施設費用ではなかったのか。

答 (町長) 過疎対策事業債は、元利償還金の七割が基準財政需要額に算入され、普通交付税において措置される。

法律上の根拠は、過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項であり、町の過疎計画における施策区分では、教育の振興に位置付けており、各種大会を開催し、温泉とスキーの町としての知名度アップと競技人口の拡大を図り、スポーツを通じた交流促進を図ることにしている。

身の丈にあつた現在のスキー場の営業を、私は多くの町民に認めてもらつてっていると確信しており、将来にわたるスキー場の存続のためにも、ゲレンデ整備に必要な圧雪車を購入した。

今年度開催される、全国高等学校スキー大会及び来年度開催の、全日本学生スキー選手権大会に万全の態勢で臨みたいと思つている。

建設事業の抑制には、二つの意味がある。一つは歳出の抑制であり、見合いの歳入がなければ実施できないということである。

もう一つは、公債費負担の抑制で、建設事業に係る地方債の発行を抑えるためである。

普通建設事業費は、当初予算ベースで前年度を一千九百万

円上回る三億一千九百万円を計上、災害復旧費を含めた投資的経費では、昨年度比三千百万円増の三億三千五百万円を計上している。

平成二十六年では、最終的な決算が繰越事業分を除くと三億二千五百万円となつた。

平成二十七年度は、今回の補正額と合わせると、現計予算額で三億六千万円となつている。

普通建設事業費は、決算統計における定義を基にしており、公共施設の建設費はもちろんだが、用地取得費も含まれるし、一件百万円以上の機械器具等の購入費も、これに含めることになつている。

このことから、圧雪車は普通建設事業費となる。

問 近年、公務員らの極めて不純ないわゆる男女関係による不祥事が相次いで報道されている。

一方、選挙で選ばれた地方議員らの男女関係によるスキャンダルも相次いでおり、議会の体面をけなし、議会を愚弄し、社会の規範に反するべき行為があつた議員に対しては、議会の自浄行動といふべき辞職勧告決議が、除名処分がされるべきと考え、町長の考えを聞かせてほしい。

一般社会で指摘され、住民から厳しい批判の矢面に立たされている議員がこの町議会にも存在している明確な事実がある。当該議員の行いは、極めて明確に公序良俗に反しており、何人たりとも絶対に否定できない事実である。

現在極めて困難かつ様々な事情を抱えている町を取り仕切り、これに日々悩み、その重責を担う町長とともに、町の両輪を担う一端を担うべき極めて重い責任がある町議会。これに籍を置きながら、その一方で著しく規律を欠き、人の道から外れ、性根が根底から腐敗し切つているとしかいふ言葉がない。

このような破廉恥極まりない全く呆れ果てた町議員の存在に対して、町長の考えを聞かせてほしい。

答 (町長) 選挙により選ばれた議員のことは、町民が判断することであり、答弁は差し控えない。

問 八月十一日議員全員協議会が開かれたが、一部の議員から町消防団を、誹謗中傷し、冒とくする発言があつたといふことで、消防団の幹部から発言の詳細と事実関係の調査要

請があった。

複数の議員や職員らに、当該議員の発言内容の聞き取り調査をしたところ、皆押し並べて消防団を誹謗中傷し、批判論を吐き、消防団員や分団長を冒とくする内容であったという事実を知った。

当該議員が町消防団を見下し、しかも公の場である議場において発した発言は、正に町消防団を根底から冒とくすることにほかならず、根を見ないで葉を語る、全く愚かな行為であり、町消防団の総意として、消防団員の名誉にかけて、当該議員を断じて許すことはできない。

火災や災害、捜索活動を行うにして、一つとして同じような現場はなく、特に火災の場合、発生時間帯が深夜に及び場合など、さらに火災現場での狭隘な道路事情、そして冬期や強風が吹き荒れる時など、様々な条件が絡み合い、加えて水利の確保にも、様々な困難な条件が伴うこともあるが、それでもなお町消防団の各分団は最大限、取り得る限りのありとあらゆる手段を講じて、これまでもさしたる支障もなく、全力を挙げて消火活動を行ってきた。

このように町消防団が実施してきた活動に対して、町長の

感想がほしい。

答（町長） 地域における消防防炎のリーダーとして、住民の安心と安全を守るといふ重要な役割を担っていると考えている。

近年、女性の消防団への参加も増加し、当町では十八名の女性消防団員があり、多方面で活躍している。

平成二十六年四月に発生した九十九森地区の住宅火災、平成二十六年六月に発生した高野新田地区の山林火災、先月の八月に発生した蔵館宮本地区の住宅火災、いずれも甚大な被害が及んだわけであるが、これは町消防団をはじめとする近隣市町村の消防団、消防署職員の懸命な消火活動により、最小限で被害を食い止めたと思っ

ている。

今後とも引き続き、安心・安全のまちづくりを進めていく上でも、消防団には地域防災力の発展に尽力してほしい。

議会だよりは、町議会議員で構成されている広報委員会が編集しています。

なお、議事録は議会事務局で閲覧できます。

税務課だより

固定資産税に関するお知らせ

家屋の新築・増築及び取壊しをしたときは、税務課資産税係へご連絡ください。

固定資産税は、毎年1月1日現在で建っている家屋に課税されます。

平成27年中に新築、増築、取壊しをされた方は、年内に税務課資産税係へ届け出をお願いします。

新築・増築をした場合

家屋(住宅、店舗、倉庫、車庫など)を新築・増築された場合は、新たに固定資産税が課税されます。

固定資産税の算定の基礎となる評価額を算出するために家屋調査が必要になりますので、完成後お早めにご連絡ください。

届け出がない場合は、課税漏れになり、さかのぼって税金を納めていただくこととなりますのでご注意ください。

取壊しをした場合

家屋の一部または全部を取壊した場合は、届け出をお願いします。

取壊した家屋は翌年度から固定資産税が課税されなくなりますが、届け出がないと翌年度も課税の対象となることがあります。早めに届け出をしてください。

詳しくは 町役場税務課資産税係

☎48 - 2111内線412・418

大鰐病院だより

大鰐病院からのお知らせ

インフルエンザ予防接種について

町立大鰐病院ではインフルエンザ(4価ワクチン)予防接種を開始しました。

インフルエンザ予防接種は予約制です。

日中来院できない方(中学生以上の方に限る)のために、夜7時に1回接種できる日を設けております。予約制ですので、あらかじめ当院までご連絡くださるようお願いいたします。

接種料金 1回 2,500円

インフルエンザワクチンが変わります

これまでのインフルエンザワクチンはA型2種類、B型1種類の3種類の抗原を含む3価ワクチンでした。しかし、近年のインフルエンザの流行はA型2種類に加えてB型の混合流行が続いています。

このことから、国においてもB型のワクチンを1種類追加し、2種類にして合計4価ワクチンを導入することになりました。これによって、より予防効果を発揮することができるようになります。

詳しくは 町立大鰐病院医事係 ☎48 - 2211

マイナンバーについてのお知らせ



マイナンバーの通知カードの郵送について

平成27年10月中旬から11月にかけて、マイナンバーの通知カードの郵送が始まります。世帯ごとに世帯全員分の通知カードが簡易書留で郵送されます(郵便局届け出の転送はされません)。

- ・通知カードは、大切に保管してください。
- ・個人番号カードは、顔写真をご準備の上、同封の申請書や携帯端末などで別途申請が必要です。
- ・今後、転居届や婚姻届など、住民票の変更が必要な手続きの際には、該当の方全員の通知カード(又は個人番号カード)の内容の変更も必要ですので、住所地の住民票窓口までご持参ください。

個人番号カードの申請は任意です。ただし、今後、職場への届出、税の申告や年金の受給といった公的機関の手続きや銀行など、マイナンバーが必要な場面が増えてくることから、マイナンバーが記載され、役場や銀行などで認められる公的な本人確認書類にもなり、かつ電子申告などで利用する公的な電子証明書(5年分)も内蔵される個人番号カードの取得をお勧めします(当面の間、初回無料交付となります)。

1. マイナンバーってなに？

マイナンバー(個人番号)とは1人ひとりが持つ12桁の番号(法人は13桁の番号)のことで、今後様々な行政サービスで利用します。

マイナンバーは通知カードにより通知されます。

2. 郵送される封筒



3. 郵送物の内容

宛名台紙

通知カード+個人番号カード交付申請書兼電子証明発行申請書+音声コード台紙

世帯人数分(1通で最大8人まで)

説明用パンフレット

個人番号カード申請書の返信用封筒

詳しくは 町役場住民生活課

☎48-2111(内線323・324)

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください

内閣府のコールセンターや地方公共団体、消費生活センターなどに、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする電話、メール、手紙、訪問等に関する情報がすでに寄せられており、新聞報道もされています。

マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意してください。

なお、注意していただきたい事項や、これまでに寄せられている相談事例、並びに困った場合の各種相談窓口(コールセンターなど)の連絡先を、10月2回目の町内回覧(前回の回覧)の際に、每户配布にてお知らせさせていただきましたので、こちらをご活用ください。

大鰐町人権相談の実施について

町では、人権擁護に関する相談会を下記のとおり実施します。

開催場所 町中央公民館

日時 11月11日(水)、12月9日(水)、平成28年1

月13日(水)、平成28年2月10日(水)、平成28年3月9日(水) 10時~15時

相談員 大鰐町人権擁護委員

詳しくは 町役場住民生活課☎48-2111内線320

Point 3・・・相談体制の整備、苦情処理紛争解決の援助

事業主は、相談窓口の設置など、障害者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が求められます。また、事業主は、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

自主的解決が図れない場合は、都道府県労働局長が当事者からの求めに応じ、必要な助言、指導または勧告を事業主又は障害者に対して行うとともに、必要と認めるときは第三者による調停を行わせませす。

詳しくは お近くの都道府県労働局・ハローワークにお問い合わせください。

詳細については、厚生労働省ホームページ「障害者雇用対策」に関係資料を掲載中です。

URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougai/shakoyou/shougai_sha_h25/index.html

住民生活課だより

ご存知ですか？ 公的年金制度



社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付して下さい。

また、平成27年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年2月上旬に送付

されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合でも、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族宛てに送られた控除証明書を添付のうえ申告して下さい。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されているねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤルにお問い合わせください。

<ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル>

☎0570 - 058 - 555(ナビダイヤル) 050から始まる電話でおかけになる場合は☎03 - 6700 - 1144

自動音声でご案内します。自動音声案内に従って「3」を押してください。

受付期間 平成27年11月2日から平成28年3月15日

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後7時 第2土曜日 午前9時～午後5時

祝日(第2土曜日を除く) 12月29日から1月3日まではお利

用いただけません。ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合、また「☎03 - 6700 - 1144」の電話番号におかけになる場合は、通常通話料金がかかります。

11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」です

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動をおこないます。

また、11月30日は、ご自身の年金記録や年金受給見込み額を確認し老後の生活設計に思い巡らしていただく「年金の日」となっています。ぜひ、この機会に「ねんきんネット」をご利用下さい。

詳しくは 町役場住民生活課 年金係 ☎48 - 2111内線327(北山)

すべての事業主の皆さまへ

雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となります

「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正 / 平成28年4月1日から施行

Point 1・・・雇用の分野での障害者差別を禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別を禁止します。

募集・採用時

- ・単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ・業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること

採用後

- ・労働能力などを適正に評価することなく、単に「障害者だから」という理由で、異なる取扱いをすることなど

禁止される差別に該当しない場合

- ・積極的な差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うこと

例：障害者のみを対象とする求人(いわゆる障害者専用求人)

- ・合理的配慮を提供し、労働能力などを適正に評価した結果として障害者でない人と異なる取扱いをすること

例：障害者でない労働者の能力が障害者である労働者に比べて優れている場合に、評価が優れている障害者でない労働者を昇進させること

- ・合理的配慮に応じた措置をとること

(その結果として、障害者でない人と異なる取扱いとなること)

例：研修内容を理解できるよう、合理的配慮として障害者のみ独自メニューの研修をすること

など

Point 2・・・合理的配慮の提供義務

事業主は、合理的配慮として、例えば以下の措置を提供していただく必要があります。

募集・採用時

- ・視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと
- ・聴覚・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行うこと

採用後

- ・肢体不自由がある方に対し、机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと
- ・知的障害がある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとつずつ行なったりするなど作業手順を分かりやすく示すこと
- ・精神障害がある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること

など

事業主には、これらの措置を、過重な負担にならない範囲で提供していただきます。

合理的配慮は障害者一人一人の状態や職場の状況などに応じて求められるものが異なり、多様かつ、個性が高いものです。したがって、具体的にどのような措置をとるかについては、障害者と事業主とよく話し合った上で決めていただく必要があります。

合理的配慮は個々の事情がある障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべきものです。

臨時福祉給付金の申請はお済みですか？

消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として、昨年度に引き続き臨時福祉給付金事業を実施しています。現在、申請の受付を実施中です。

申請期間は12月1日(火)までですので、まだ申請をされていない方はお早めに申請して下さい。

なお、申請書は8月末に臨時福祉給付金の対象となると思われる方に対し発送しておりますので、ご確認ください。

臨時福祉給付金の支給要件

支給対象者・・・平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない方が対象です。

ただし、課税されている方に扶養されている場合、生活保護の受給者である場合などは除きます。

支給額・・・1人につき 6,000円

申請方法

申請書に必要事項を記入の上、下記必要書類と一緒に返信用封筒にて郵送、または役場保健福祉課番窓口に提出してください。なお、郵送の場合は12月1日の消印まで有効となっておりますのでご注意ください。

必要書類

本人確認書類(対象者全員分必要です)・・・住民基

本台帳カード、運転免許証、旅券等の写しまたは健康保険証の写し

指定した口座が確認できる書類・・・金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し

昨年度受給されていた方で、昨年度と同じ口座に振込希望の方(申請書に昨年度の金融機関名、支店名、口座名義人名が記載されている方)については、口座が確認できる書類は不要です。

給付金の受取方法

申請書に記載した指定口座に入金されます。

金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができません。

問い合わせは 申請方法に関するお問い合わせ・・・大鰐町役場保健福祉課「臨時福祉給付金」窓口 ☎48-2111内線310 制度に関するお問い合わせ・・・厚生労働省 臨時福祉給付金に関する専用ダイヤル ☎0570(037)192

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話 9110)に御連絡ください。

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

ジェネリック医薬品のご紹介

先発医薬品(これまで使われてきた新薬)の特許が切れた後に医薬品メーカーが製造・販売する「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」は、厚生労働省から「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、(先発医薬品と)同等の効能や効果が得られる」と認められた医薬品です。先発医薬品に比べて薬の値段が3割～5割程度安くなる可能性があります。ぜひジェネリック医薬品をご活用ください。

なお、ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品を希望する方は、お薬手帳の表紙に貼付箇所がありますので、大鰐町役場保健福祉課国保係より配布された「ジェネリック医薬品希望シール」をご活用ください。

詳しくは 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821、または保健福祉課国保係 ☎48-2111内線318までお問い合わせください。

保険料を納期限内に納めましょう

・保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い保険証(短期被保険者証)が交付されることがあります。
・天災その他特別な事情で保険料を納めることが著しく困難になった場合は、申請により減免等を受けられることがありますので、お早めにご相談ください。

・納付書でお支払いの方は便利で確実な口座振替をご利用ください。口座振替への変更は市町村の担当課または金融機関で随時受付しております。

詳しくは 保健福祉課国保係 ☎48-2111内線318までお問い合わせください。



行事予報

11月



天候等による日程の変更にご注意ください。

3日(火)	大鰐町表彰式(町役場)
21日(土)	第10回アップルフェアin鰐come(鰐come / 9:50~)
22日(日)	おおわに文化祭【芸能発表会】(鰐come / 10:00~)

毎月20日は、健康の日です。自分のできることから取り組みましょう。

12月

6日(日)	クリスマスお楽しみ会(出店・遊びのコーナー・工作コーナー・ダンスステージなど / 町総合福祉センター / 10:00~)
19日(土)	大鰐温泉スキー場オープン
22日(火)	町立小・中学校終業式
28日(月)	仕事納め

第10回

アップルフェアin鰐come

開催日 平成27年11月21日(土)
 場所 大鰐町地域交流センター「鰐come」

【催事】
 開会式 9:50~
 東北町及び大鰐町農産物販売 10:00~
 りんご即売会、大鰐温泉もやし豚汁
 等販売
 大鰐小マーチングバンド演奏 11:30~
 津軽伝統「金多豆蔵」人形芝居 13:00~
 抽選会 14:00~

大鰐の産品などが当たる
 抽選会もあるよ!!



詳しくは アップルフェアin鰐come実行委員会 ☎48-3164(J A つがる弘前大鰐地区営農係・清野)

「下水道PRイベント」開催

建設課だより

下水道への理解を深めていただくためのPRイベントを開催します。

日時 平成27年11月21日(土) 10:00~14:30
 場所 鰐come「ITルーム前ロビー」
 内容 下水道パネル展示、トイレ器具展示、水洗化相談

当日アンケートに答えた方には粗品進呈!

詳しくは 町建設課下水道係 ☎48-2111(代)



相続・成年後見・借金問題・労働
トラブルなどについて、司法書士
が下記場所にて、無料で面談での
相談に応じます。

日時 平成27年11月23日(月・祝)

午前10時から午後3時まで

大鰐会場 大鰐町地域交流セン
ター鰐come(わにかむ)研修室

相談内容 登記相談(相続・贈与
等)、法律相談(成年後見・多重債
務・消費者問題等)

費用 無料

相談員 司法書士(青森県司法書
士会会員)5名程度

主催 青森県司法書士会 なお、
相談は無料ですが具体的な手続
が必要になる場合には、別途費
用がかかります。

詳しくは 青森県司法書士会
☎017-776-8398

裁判員制度、まもなく名 簿記載通知を発送します

裁判員候補者名簿ができるまで
裁判員候補者名簿は、市区町村
の選挙管理委員会が選挙人名簿
からくじで無作為抽出した名簿
を基に、全国の地方裁判所で作成
されます。

平成28年の名簿に登録される
人数は、全国で約22万9200人です
(選挙人名簿登録者全体に占める
割合は、約454人に1人)。

裁判員候補者名簿記載通知に
ついて

平成28年の裁判員候補者名簿
に登録された方には、本年11月中
旬に名簿に登録されたことの通
知(名簿記載通知)をお送りしま
す。この通知は、来年2月ころか
ら平成29年2月ころまでの間に
裁判所にお越しいただき、裁判員
に選ばれる可能性があることを

事前にお伝えし、あらかじめ心づ
もりをしていただくためのもの
です。この段階では、まだ具体的
な事件の裁判員候補者に選ばれ
たわけではありませんので、すぐ
に裁判所にお越しいただく必要
はありません。

また、名簿記載通知と併せて調
査票をお送りします。この調査
票は、裁判員候補者の方の事情を
早期に把握し、調査票のご回答の
内容により、1年を通じて明らか
に辞退が認められる場合等には
裁判所にお越しいただくことの
ないようにして、裁判員候補者
の方々の負担を軽減するためにお
送りするものですので、お尋ねす
る項目に当てはまらない方は、返
送していただく必要はありません。

辞退の申し出ができる時期や
期間等に何らの制限を設けてい
るわけではありません。

この調査票で辞退を申し出な
かった場合でも、実際の事件の裁
判員候補者に選ばれた際にお送
りする質問票で辞退を申し出て
いただくことも、裁判の当日(選
任手続時)に辞退を申し出ていた
だくことも可能です。

裁判員制度にご理解、ご協力を
お願いします。

詳しくは 青森地方裁判所刑
事訟廷庶務係 ☎017-722-5471

不動産取得税のお知らせ

不動産取得税は、土地や家屋
を、有償・無償の別、登記の有無に
かわらず、売買、贈与、交換、建
築(新築・増築・改築)などにより
取得したときに、その取得者に一
度だけ課税される県の税金です。
不動産の取得後、ある程度の期間

をにおいて納税通知書が送付され
ますので、指定された納期限まで
に納付してください。

なお、一定の要件にあてはまる
住宅や住宅用の土地を取得した
場合には、必要な書類を添えて申
請することにより軽減となる制
度があります。

詳しくは 県ホームページ
http://www.pref.aomori.1g.jp/life/tax/004_01fudousanindex.html
をご覧ください。か、中南地域
県民局県税部課税第二課 ☎32-
1131内線227まで

自衛官募集案内

<募集種目・資格・受付期間・試験日>

高等工科学校生徒(推薦)/男
子で中卒(見込含)17歳未満/11
月1日~12月4日/28年1月9
日(土)~11日(月)のいずれか1日

高等工科学校生徒(一般)/男
子で中卒(見込含)17歳未満/11
月1日~28年1月8日/28年1
月23日(土)

自衛官候補生(男子)/18歳以
上27歳未満/11月9日~11月27
日/12月5日(土)

受験資格等細部につきましては、自衛隊弘前地域事務所へお問
い合わせ下さい。

お問い合わせは ☎036-8093
弘前市城東中央3丁目9-19
自衛隊青森地方協力本部弘前地
域事務所 ☎27-3871 Eメール
aomori.pco.hirosaki@rct.gsdf.mod.go.jp

訂正とお詫び

広報10月号の保健福祉課だよ
り(P8)【町内医療機関】
小山内医院 ☎48-5575(誤)
☎48-2415(正)となります。

INFORMATION

おしらせ

11月は、固定資産税・土地・家屋・償却資産(都市計画税)の4期・国民健康保険税5期の納期です。

平成27年度排水設備工事配管工認定講習及び責任技術者・配管工更新講習の実施案内について

青森県下水道協会による「平成27年度排水設備工事配管工認定講習及び責任技術者・配管工更新講習」が実施されます。

平成28年3月31日に有効期限満了となる方は、更新講習を受講しなければ、取得した資格を失うこととなりますのでご注意ください。追加講習等は実施いたしません。

責任技術者更新講習

日時 平成28年1月21日(木)14:00~(弘前市内在住対象10:30~)

配管工認定講習・更新講習

日時 平成28年1月22日(金)
認定講習 10:30~
更新講習 14:00~

講習場所 青森県武道館(弘前市大字豊田二丁目3)

講習申込・配布 平成27年11月12日(木)~12月1日(火)(土・日・祝日を除く)

手続き先・問い合わせ(申込書配布・受付場所) 町役場建設課下水道係 ☎48-2111内線44☎(石郷)

「女性の人権ホットライン」強化週間

青森地方法務局及び青森県人権擁護委員連合会では、下記の強化週間で、平日の電話相談時間を

延長し、土・日曜日にも電話相談を行います。

相談は無料で、秘密は守ります。ひとりで悩まず、相談してください。

期間 11月16日(月)~20日(金)8時30分~19時 11月21日(土)~22日(日)10時~17時

電話番号 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810(通常は、土曜、日曜を除く平日の8時30分から17時15分まで相談を受け付けています。)

詳しくは 青森地方法務局人権擁護課 ☎017-776-9024

青森県最低賃金改正のお知らせ 必ずチェック最低賃金!

使用者も、労働者も

1.青森県最低賃金が改正されました。金額等は次のとおりです。

時間額695円(平成27年10月18日から)

2.青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している使用者に適用されます。

3.製造業と小売業の一部には、特定(産業別)最低賃金が定められています。

詳しくは 青森労働局労働基準部賃金室 ☎017-734-4114、FAX017-734-5821 青森労働局ホームページからもご覧になれます。(http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/)

【所得税及び復興特別所得税の予定納税(第2期分)の納付をお忘れなく!】

納付期間は平成27年11月1日(日)から11月30日(月)までです。

振替納税を利用している方は、納期限(11月30日)に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。

振替納税以外の方は、納期限までに金融機関又は所轄税務署の窓口で納付してください。

納付金額が30万円以下の場合には、バーコード付き納付書によりコンビニエンスストアで納付できます。

詳しくは 国税庁ホームページwww.nta.go.jpを御覧ください。

【税を考える週間】

期間:11月11日(水)~11月17日(火)

テーマ:税の役割と税務署の仕事

「税を考える週間」の期間中は、租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくために、集中的に様々な広報施策を実施します。

国税庁ホームページでは、動画やイラストで税の役割や税務署の仕事を紹介しています。

また、社会人等を対象とした講演会や関係民間団体・地方公共団体等と連携して、各種イベントを実施します。

詳しくは 国税庁ホームページwww.nta.go.jpを御覧ください。

巡回法律相談会「生活困りごと無料相談会in六ヶ所&大鰐」

ずっと放置していた相続登記はありませんか?

司法書士なら相談から最後の名義変更までお手伝いできます!

これから不安なことはありませんか?

悪質商法の被害を成年後見制度で防ぐことができます!

1歳の誕生日

【地区・大鰐】

藤田修広・梨菜さんの子

ひろと
弘仁ちゃん

(平成26年9月19日生まれ)



ぼく、ひろとだよ！
バナナとトマトが大好き？
たくさん遊んでくれる
“かいと”お兄ちゃんも大好き？
大きくなったら、アンパンマンみたいに
なりたいな～(^^)

戸籍の窓口

9月受付分



お誕生おめでとう
お子さん(父または母)地区名

佐藤 璃 <small>り</small> 玖 <small>く</small> (男・裕太)三ツ目内	佐々木 祐 <small>ゆう</small> 一 <small>いち</small> (77歳)鯖石	原田 瑛 <small>えい</small> 心 <small>しん</small> (男・勝太)虹貝	奈良 良 <small>りょう</small> 一 <small>いち</small> (80歳)蔵館5B	阿保 柚 <small>ゆず</small> 葵 <small>き</small> (男・航輝)八幡館	山田 勉 <small>つとむ</small> (79歳)宿川原	佐々木 美 <small>み</small> 羽 <small>う</small> (女・達央)森山	水木 文 <small>ふみ</small> 之 <small>ゆき</small> (53歳)苦木	太田 千 <small>ち</small> 愛 <small>あ</small> (女・勇介)八幡館	工藤 美 雄 <small>ひさ</small> 91歳)大鰐7B	三浦 た 一 <small>いち</small> (94歳)八幡館	加賀谷 み 夏 <small>なつ</small> 99歳)大鰐7A	成田 光 枝 <small>えだ</small> 101歳)大鰐6B	山口 猛 <small>たけし</small> 夫 <small>つま</small> 87歳)大鰐7A	吹田 哲 郎 <small>てつろう</small> 88歳)駒木	中村 諭 <small>のぶ</small> (74歳)大鰐6B	山田 とみ江 <small>とみえ</small> 96歳)元長峰	菊池 テ ツ <small>てつ</small> (85歳)大鰐6B	原子 真 澄 <small>まこと</small> 55歳)長峰	北谷 克 賀 <small>かつか</small> 80歳)蔵館8	大鰐町の人口と世帯数 平成27年9月末日現在 人口 10,355人 前月比 (-34) 男 4,772人 女 5,583人 世帯数 4,287世帯 前月比 (-10)
---	---	---	---	---	----------------------------------	--	--	--	-----------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	--	-----------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	--

暮らしの情報【消費者からの相談事例】

【見守り新鮮情報第229号】

物干しざおの移動販売のアナウンスが聞こえたので、呼び止めた。「昔の値段で売ってます」と言うので、常識的な価格だろうと思いき、3本を注文した。その後、自宅用に合わせた長さに切った物干しざおを持ってきて、3本で約13万円を請求された。驚いて抗議したが、「切ってしまったから返品できない」と言われた。交渉して約9万円に下がったので仕方なく払った。(70歳代女性)

ひとこと助言

物干しざおの移動販売では、市価の数倍もの金額を請求し、威圧的な態度で支払いを強要するケースなどが見られます。クーリング・オフが出来るケースがほとんど

消費生活のご相談は

こまっただときは
悩んだときは

青森県消費生活センター
0177-722-3343
弘前市市民生活センター
0172-343-179
消費者ホットライン
0570-064-370

どですが、領収証が渡されなかったり連絡先が架空だったりするため、業者との返金交渉は極めて困難です。せめて、車のナンバーだけでも控えるようにしましょう。
購入前には、「1本 円ですね」 円以上の支払いはありませんねなどとはっきり価格を確認し、納得できない場合は断りましょう。
すこまれて恐怖を感じた場合は、近所の人や警察に助けを求めましょう。
不審に思ったら、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

おくやみもうします

亡くなった人(年齢)地区名

三浦 た 一いち(94歳)八幡館

成田 光 枝えだ 101歳)大鰐6B

吹田 哲 郎てつろう 88歳)駒木

菊池 テ ツてつ (85歳)大鰐6B